

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

Closing out 2013

目次

時事論点

- 非金融資産の減損
- 金融資産の減損
- 減損の開示
- 減損の戻入れ
- 経営者による説明
- 企業結合と継続雇用
- 不透明な経済環境で生じる他の論点

2013年12月31日に終了する年度に強制発効となる新会計基準

- IFRS第13号「公正価値測定」
- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第11号「共同支配の取決め」
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
- IAS第19号(2011年)「従業員給付」
- 他のIFRSの修正

2013年12月31日に終了する年度に早期適用可能な新しいIFRSおよび改訂されたIFRS

当「IFRS in Focus」の特別版では、経済情勢、規制当局の焦点または会計基準の変更を受けて2013年12月31日に終了する年度に関連する可能性のある財務報告の論点を記載している。

デロイトの最新の「Global Economic Outlook」で言及しているように、世界の経済大国の多くは着実に回復の兆しを見せており、国際通貨基金(IMF)は、米国、英国、カナダおよび日本の各国における1%から2%の間の年間成長率を予測している。しかしながら、米国の連邦予算や債務上限を取り巻く継続的な不確実性、英国の不動産バブルの可能性や日本における差し迫った消費税増税に対して表明されている懸念を考慮すれば、このような成長の維持は困難を伴う可能性がある。

ユーロ圏内の加盟国においては様々な経験が予測されており、南欧の多くでは依然として不況である一方で、北欧では2013年における低成長が見込まれている。

IMFは、近年の世界経済のエンジンである新興市場は、成長維持への困難に直面しながらも2013年においても同水準(例えば、中国については2012年の7.7%に対して7.6%、インドについては2012年の3.2%に対して3.8%)での成長を示すと予想している。

当然のことながらこのような見出しの数字は、それぞれのレベルでの成長や下降を経験している多くの地域や産業を覆うものであり、事実は明らかに入り混じっているものである。

こうした状況を背景に、財務諸表の作成者は、活動する環境に応じて様々な困難に直面するであろう。さらに、数多くの重要な新会計基準の適用には、十分な検討と重要な判断の適用が要求される。

当「IFRS in Focus」の特別版は、規制当局が焦点を当てる可能性が高い分野と共にこれらのいくつかの考察を強調している。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

時事論点

非金融資産の減損

規制当局の焦点

下記の例示のとおり、減損は、引き続き世界中の証券監督機関の主要な焦点分野である。

- ・ 欧州証券市場監督機構(ESMA)は、欧州における金融危機およびそれに伴う長引く経済成長の減速の継続的な影響により、資産が引き続き期待を下回るキャッシュ・フローを創出している可能性があることを示唆していることを理由に、非金融資産の減損を「2013年財務諸表に対するエンフォースメントの優先事項」の1つに含めた。これは、発行者により認識された低水準の減損損失が、当時の厳しい経済状況下では適切ではなかったかもしれないという、ESMAの2011年の財務諸表調査における見解に従ったものであった。
- ・ 英国財務報告評議会(FRC)は、「企業報告に関する年次報告(2013年)」の中で、この分野において多くの疑問の提起を継続すると指摘し、特に現在損失を発生させている事業において急速な好転を支持する仮定の「英雄的な内容(heroic nature)」を掲げている。
- ・ オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、とりわけ、仮定の合理性(前期におけるキャッシュ・フロー予測と実額との間の重要な差異により生じた疑義を含む)および適切なレベルでの資金生成単位(CGU)の識別の重要性を強調した。
- ・ オンタリオ証券委員会は、資産の減損の開示の質について見解を公表し、企業のCGUの記述、減損損失の要因となった事象および状況の説明ならびに回収可能価額の算定にあたって使用された主要な仮定および評価手法の説明において改善の余地を識別している。

非金融資産の減損に関する議論は、しばしば企業結合により生じるのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産に焦点が当てられる。IAS第36号10項に従い、これらの資産は、減損の兆候の有無を問わず年次で減損テストが必要となる。

その他の資産は、資産が減損している可能性を示す兆候が存在する場合に減損テストの対象となる。IAS第36号は、減損している可能性を示す内部の情報源(例えば、資産の物的損害)および外部の情報源(例えば、企業の純資産が企業の株式の市場価格を超過している)の例を含むが、これは網羅的なリストではない。資産の回収可能価額が、資産の帳簿価額を下回る可能性があるほどに著しく低下しているという兆候は、完全な減損レビューを実施する要求事項のトリガーとなる。

回収可能価額は、資産の処分コスト控除後の公正価値(後述のIFRS第13号の要求事項に従って算定される)と資産の「使用価値」(資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い金額である。使用価値アプローチを使用した減損テストには多くのステップが含まれ、プロセスの各ステージにおいて注意深い検討が必要となる。

具体的には、作成者は次の分野において特別な注意を払うべきである。

- ・ CGUの適切な識別。CGUの識別は、独立したキャッシュ・「インフロー」の生成に基づくため、費用分担契約によって、より大きなCGUの識別をもたらすべきではない。
- ・ CGUまたはCGUグループへののれんの適切な配分。のれんは、CGUグループに配分される場合があるが、そのグループはのれんが内部管理目的で監視される最小のレベルでなければならない。セグメント情報開示のための集約前における事業セグメント(IFRS第8号で定義)よりも大きくてはならない。この配分によりグループ内の個々のCGUが存在しなくなるという意味ではないことも忘れてはならない。実際には、CGUレベルで減損の兆候がある場合、IAS第36号は2ステップ・アプローチを要求しており、のれんが配分される前に個々のCGUの帳簿価額がその回収可能価額と比較される。その後、CGUグループが再度テストされる。
- ・ キャッシュ・フロー予測の裏付け可能性。キャッシュ・フローの予測が企業が活動する経済または産業の市場予測と異なる場合、または以前の予測が実績と異なった場合には特に重要である。
- ・ キャッシュ・フローの予測と他の目的で使用した予測との首尾一貫性

- ・ キャッシュ・フロー予測に適用される長期成長率および割引率の適切性。企業が数多くの異なる市場において活動する場合には、企業全体の加重平均資本コスト(WACC)をすべての CGU(または CGU グループ)に適用することが適切でない可能性がある。IAS 第 36 号は、これに関連してカントリー・リスクに具体的に言及しており、ある経済は成長の兆しを見せる一方で他の経済は奮闘し続けているという現在の経済環境においては重要な検討事項であるかもしれない。

仮定と予測の首尾一貫性

将来の業績予測が財務諸表に影響を与える分野は多い(例えば、のれんの減損レビュー、繰延税金資産の認識、確定給付制度の会計処理に使用される数理計算上の仮定、継続企業の検討)。企業は、これらのすべての分野において同じ仮定を適用すべきであるが、もしそうでなければ異なる仮定に対する明確な根拠を有すべきである。

説明的な報告(narrative reporting)と財務諸表の中で使用される仮定と予測の首尾一貫性を確保することも重要である。

IAS 第 36 号の範囲外の資産の減損

多くの非金融資産は、異なる方法により減損テストが実施されるため、IAS 第 36 号の範囲外となる。財務諸表の作成にあたってこれらの資産は見過ごされるべきではなく、それぞれの非金融資産は厳しい取引環境に影響を受けている可能性がある。例えば、棚卸資産の正味実現可能価額は下落する可能性があり、また、繰延税金資産回収のために必要な将来の利益の生成はもはや可能性が高くない可能性がある(may no longer be probable)。

金融資産の減損

純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産は、非金融資産とは異なる方法での減損の検討が必要となる。IAS 第 39 号(適用している場合には IFRS 第 9 号)の要求事項は、注意深く検討する必要がある。

- ・ 多くの株式市場が過年度において上昇を示してはいるが、IAS 第 39 号において売却可能金融資産(AFS)に分類される持分投資は、ポートフォリオの一部としてではなく、個別の投資レベルで減損が評価されなければならないことを忘れてはならない。したがって、企業は、投資の価値の下落が「著しいか」または「長期にわたるか」、つまり投資が減損しているかどうかを決定するために首尾一貫した会計方針を適用しなければならない。この要求事項においては、IFRS 解釈指針委員会の 2009 年 7 月の見解が今も有効である。すなわち、

一著しいまたは長期にわたる価値の下落は、減損をもたらす。基準書が両方を要求していると意味すると読むべきではない。

一価値の下落は絶対的に評価され、市場価値の一般的な下落と同調していることにより著しきは軽減されない。

一価値の回復の予測は、関連性のある要因ではない。

一外貨建の持分証券は、証券の通貨ではなく企業の機能通貨で減損が評価されるべきである。

- ・ 償却原価で測定される資産は、損失が発生していることを示す事象の発生について評価されるべきである。以下を含む。

一発行体または債務者の著しい財政的困難

一利息または元本の支払不履行または遅滞などの契約違反

一借手が破産または他の財務的再編を行う可能性が高くなったこと

一当該金融資産についての活発な市場が、財政的困難により消滅したこと

- ・ 子会社、関連会社および共同支配企業への投資については、これらは金融資産ではあるが、これらが IAS 第 39 号を使用して会計処理されている場合にのみ IAS 第 39 号の減損の要求事項の対象となる。これらの投資が原価または持分法会計により測定されている場合は、IAS 第 36 号の要求事項の対象となる。

- ・ 金融資産の減損についての IASB のプロジェクトが終了するまでは、IFRS 第 9 号を適用している企業においても IAS 第 39 号における損失発生モデルが引き続き適用となる。

減損の開示

のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位(CGU)の回収可能価額の開示に関する IAS 第 36 号の修正

IFRS 第 13 号の公表に伴い、IASB は、他基準への数多くの結果的修正をおこなった。その結果的修正の内の 1 つは、重要な金額ののれん(または耐用年数を確定できない無形資産)が配分された CGU(または CGU グループ)に関する回収可能価額(すなわち使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高いほう)の開示要求の IAS 第 36 号への追加であった。本要求事項は、減損が生じた場合のみでなくすべての期間において適用された。

本要求事項の追加は、意図に反するものであり、IASB は、したがって IAS 第 36 号の修正を行った。本修正は、2014 年まで発効しないが早期適用が可能である。

本修正の 2013 年の財務諸表への利用を希望する企業は、回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値で測定した結果として生じた減損損失に関して本修正により追加で要求される開示を行う必要がある点について留意すべきである。

金融資産であろうと非金融資産であろうと、資産が減損しているかどうかを決定するために行った判断の適切な理解を利用者に提供するための情報の開示は重要であり、規制当局が焦点を当てている分野である。

IAS 第 36 号と IFRS 第 7 号は、非金融資産および金融資産それぞれに対して詳細な開示要求を含んでいる。行われた作業および主要な仮定と判断に関する洞察を利用者に提供する意図である分野に正当な焦点を置くことは重要である。規制当局は、以下について特別の焦点を示している。

- ・ 使用価値の算定において利用した主要な仮定を決定するために取られた手法(経営者により承認された予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間、当該期間を超えた期間に適用された成長率およびキャッシュ・フロー予測に適用した割引率を含む)を記述する IAS 第 36 号 134 項(d)の要求事項
- ・ 主要な仮定について合理的に考え得る変更が減損をもたらす場合に感応度分析を提供する IAS 第 36 号 134 項(f)の要求事項(例えば、収益成長率および売上高利益率(margin achieved on sales)または割引率がこのような仮定になり得る)
- ・ 期日が経過しておらず減損もしていない資産の信用度に関する情報および金融資産が減損していると判定する際に検討した要因を開示する IFRS 第 7 号の要求事項

これらの開示は、規制当局による指摘対象(challenge)となる特定分野に関する例を提供するだけでなく、財務諸表作成にあたり検討すべき広範な論点の例も提供する。

適切なレベルに分解した企業特有情報の開示

IAS 第 36 号 134 項(d)を狭く読むと、予測期間、長期成長率および割引率の単一の値の開示が当要求事項を十分に満たすと示唆する可能性がある。しかし、規制当局は、それが事実でないことを明確にしておき、情報は、情報の開示を提供するために分解されるべきであるとしている(例えば、異なる産業または異なる法域で活動する CGU に対して適用された異なる割引率)。

主要な仮定を決定するための経営者の手法を記述する要求事項は、いくつかの規制当局が、決まり文句とするアプローチではなく、企業独自の開示が必要となる分野であるとして注目している。この注目は、金融資産が減損しているかどうかを判定する際に検討した要因の開示にも同様に行われる可能性がある。同様の批判は、例えば、IFRS 第 3 号における企業結合において認識されたのれんを構成する要因の開示要求にも行われてきた。

財務諸表におけるアサーションの裏付け可能性

企業が、主要な仮定について合理的に考え得る変更が減損損失をもたらすと考えない場合、企業は、財務諸表にその旨を簡単に表明するかもしれない。しかし、企業はこのようなアサーションを裏付けるために規制当局から意見を求められるかもしれない点に留意すべきである。例えば、ESMA は、企業が大きな余裕額を持たない限りはこのような表明のみでは十分でないという見解を示している。

減損の戻入れ

経済が回復し始め資産の価値が上昇(少なくともいくらかの市場において)すると共に金融危機により認識された減損の戻入れの論点が重要となる可能性がある。ここでも、検討する要求事項は資産の性質により異なる。

非金融資産の減損の戻入れ

まず第一に、そして一番単純に、IFRSは、いかなる状況においてものれんの減損の戻入れの認識を認めないことを忘れてはならない。

対照的に、IAS第36号の範囲内のその他の非金融資産の減損は、以前に認識した減損損失が減少しているという客観的な証拠が存在する場合には戻入れをしなければならない。このような減少の兆候は、IAS第36号に規定される減損の兆候の裏返しであるが、戻入れの兆候は、必ずしも当初の減損をもたらした兆候の裏返しではない。減損損失の戻入れは、時の経過による将来キャッシュ・インフローの現在価値の増加のみでは生じない点に留意することも重要である。(改善された収益予測による)キャッシュ・インフローの増加、キャッシュ・アウトフロー予測の減少(例えば、確定給付制度債務に対して適用された数理計算上の仮定の改訂による)、または適用される割引率の低下が必要となる。

一旦可能性のある戻入れが識別されれば、減損レビューと同様の方法による資産(またはCGU)の回収可能価額のテストが実施され、その結果戻入れが認識される。減損の戻入れは、当初の減損がなかった場合に認識されたであろう追加の減価償却や償却を考慮に入れた上で、当初の減損がなかったとした場合の価値まで資産の帳簿価額を増加させることができる。

金融資産の減損の戻入れ

減損の戻入れについて、AFSに分類される持分投資はのれんと同様に戻入れは認められない。減損損失後の価値の増加は、純損益ではなくその他の包括利益(OCI)に認識される。

AFSである債券投資と償却原価で測定される資産の減損は、価値の増加(AFS投資の場合)または減損損失の減少(償却原価で測定される資産の場合)が、減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けられる場合には、戻し入れなければならない。

非金融資産と同様に、金融資産の減損の戻入れにより企業は「純利益」を得ることはできない。純損益に認識されるAFSである債券投資の減損の戻入れは、以前に純損益に認識された減損に限定される。同様に、償却原価で測定される資産の減損の戻入れは、減損が認識されていなかったとした場合の価値を超える資産の帳簿価額としてはならない。

減損の戻入れの表示

減損の戻入れの認識と測定に加えて、純損益における表示を検討することも重要である。この表示は、通常は、純損益における当初の減損と同じ科目になると考えられる。

経営者による説明

利用者と規制当局の監視が強化されたもう1つの分野は、財務諸表の説明的要素である。年次報告の説明的セクション(経営者の検討および分析(MD&A)、事業の概況、事業および財務のレビュー等)は、財務諸表とともに企業の業績と財政状態についての一貫した矛盾のないストーリーを伝えなければならない。例えば、英国においては、これは法律に成文化されており上場会社の取締役は年次報告が全体として「公正であり、偏りがなく、理解可能である」ことを明確に主張することを要求されている。一方、米国では、米国証券取引委員会(SEC)のエリーゼ・B・ウォルター委員が、MD&Aが良い部分と悪い部分の「全体像」を伝えることの重要性を強調するスピーチを行った。

基礎的なレベルでは、これは、説明的報告と財務報告の間の一貫性の必要を強調する。IFRS第8号において識別された事業セグメントは、MD&Aで議論されている事業であるか? 企業結合の一部として認識された無形資産は、取得の裏側にある戦略に関する議論と一致しているか?

英国における直近の財務報告研究(「A New Beginning」)においてデロイトが示しているとおり、より洗練された作成者は、さらに踏み込み財務情報と非財務情報との関連を明確にした単一の説明を提供する。国際統合報告評議会(IIRC)の統合報告のためのフレームワークのような新たな取組みが進展するにつれ、このアプローチもより一般的になることが期待されるかもしれない。

この点においては、財務諸表を支える注記において説明を提供する IFRS における要求事項の重要性も看過されるべきではない。以下の要求事項は、特に関連性が高い。

- ・ 必要に応じて、会計方針の開示は、会計基準の要求事項の単なる繰り返しではなく、企業特有の情報を提供すべきである。これは、収益認識の方針および他の分野（例えば、上述の何が AFS である持分投資の「著しい」または「長期にわたる」価値の下落に該当するかについての方針）の説明において特に関連がある。
- ・ 見積りの不確実性の重要な分野について行った仮定、および会計方針を適用する際に行った判断の情報を開示する、IAS 第 1 号の要求事項。この場合もやはり企業に特有の情報が含まれていれば、開示はより価値がある。
- ・ 年度内に適用された新しい会計基準の影響および公表済みであるが未発効の基準に関する情報を提供する IAS 第 8 号の要求事項。これは、IFRS 第 13 号、IAS 第 19 号（2011 年）および他の企業への関与に関する「5 つのパッケージ」の基準書の重要性を考慮すれば当期において関連がある。

「決まり文句」の開示

多くの規制当局は、報告企業についての情報をほとんど提供しない「決まり文句」の開示の利用に関する不満を表明している。上述の例は、このような実務を出来れば避けるべき分野である。

企業結合と継続雇用

特定のインダストリーにおける企業結合の一般的な特徴は、被取得企業の前の所有者がその事業に関与し続け、その事業の業績に連動する将来の支払、そして、時には継続雇用による将来の支払を受けとることにある。

2013 年 1 月の IFRIC アップデートで、IFRS 解釈指針委員会は、雇用が終了すると条件付支払いが自動的に失効する契約は、その契約が取得に対する追加の対価ではなく、結合後の勤務に対する報酬だという結論となると考えた（勤務条件が実質的でない場合を除く）。

この見解により、そのような取決めの下でのすべての要支払い金額は、企業結合の対価の一部ではなく、企業結合後の従業員給付費用として認識される。

不透明な経済環境で生じる他の論点

経済環境は、特定の法域では継続的な景気後退を伴う、不透明な状況が続いているため、次のような論点が特定の企業に引き続き関連する。

継続企業

多くの企業にとって、特に、市場が下がっているまたはマイナス成長を経験しているインダストリーや法域で経営している企業にとっては、継続企業が、引き続き注意深い検討が必要な領域となる。

継続企業の評価は、企業が、予見可能な将来（少なくとも報告日から 12 ヶ月と IAS 第 1 号で定義されている）において、ニーズを満たす十分な現金を手に入れるかどうかの検討を含んでいる。この現金の入手は、借入枠の形式（そのケースでは、企業は借入枠に付帯している条件（例えば、ローン・コベナンツ）を満たせるかどうかを検討する必要がある）かもしれないし、または株式発行の計画のような他の資金源（そのケースでは、企業がその発行の達成可能性を検討する必要がある）かもしれない。しかしながら、検討は流動性リスクに限らない。企業の継続企業として存続する能力に影響を及ぼす他の入手可能な情報も検討する必要がある。

継続企業に関連する判断（IAS 第 1 号に従って、または継続企業もしくは事業が直面している主なりリスクに対する法域の要求に準拠するために開示される重大な判断として）の適正な開示の必要性も検討されるべきである。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）などの規制当局は、そのような開示の必要性に焦点をあてる意向を述べた。

負債の流動・非流動分類

継続企業の評価に対して重要な影響があるのと同様に、ローン・コベナンツからの逸脱は、当該コベナンツが課されている借入金の分類に影響を及ぼす。

そのような状況に直面している財務諸表作成者は、貸付者が、年度末時点で報告日から 12 ヶ月以内に負債の返済を要求することができる場合には、例えば貸与者が後に権利を放棄することを選ぶとしても、その負債は流動に分類されることを念頭に置いておくべきである。コベナンツを満たす際に予想される困難の開示は、継続企業の評価の面でも必要である。

財務リスクの開示

信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクの詳細を開示する IFRS 第 7 号の要求事項は、依然として、以下の ESMA の焦点とともに、規制当局にとっての焦点領域である。

- ・ 期日超過でも減損でもない資産、期日超過しているが減損していない資産、および減損していることが個別に決定される資産の各々の明確で透明性のある開示
- ・ 金融資産の減損の集会的検討に適用された会計方針の明確な記載

IFRS 第 7 号のこれらの要求事項は、営業債権および金融機関に保有されている貸付資産を含む、信用リスクの対象となるすべての金融資産に適用されることに留意すべきである。

- ・ 十分に詳細な流動性リスクの開示、特に満期分析での適切な数の期間帯の開示
- ・ 流動性のニーズに応えるために使用される資産の入手可能性および／または制限

2013 年 12 月 31 日に終了する年度に強制発効する新会計基準および修正

以下で議論している新基準および修正のさらなる詳細は、下記で入手可能である。

http://www.tohatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/km/st/index.htm

IFRS	発効する 事業年度の期首	適用
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	2013 年 1 月 1 日	将来に向かって適用
「5 つのパッケージ」 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」 IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」 IAS 第 27 号「個別財務諸表 (2011 年修正)」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する 投資 (2011 年修正)」	2013 年 1 月 1 日*	特定の経過措置を伴う遡及適用 (IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号および IFRS 第 12 号の修正「連結財務諸表、 共同支配の取決め及び他の企業への 関与の開示:経過措置ガイダンス」に より修正)
IAS 第 19 号 (2011 年)「従業員給付」	2013 年 1 月 1 日	特定の経過措置を伴う遡及適用
IFRS 第 1 号の修正「政府融資」	2013 年 1 月 1 日	遡及適用
IFRS 第 7 号の修正「開示—金融資産と金融負債 の相殺」	2013 年 1 月 1 日	遡及適用
IAS 第 1 号の修正「その他の包括利益の項目の表 示」	2012 年 7 月 1 日	遡及適用
「IFRS の年次改善 (2009–2011 年サイクル)」	2013 年 1 月 1 日	遡及適用
IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにお ける剥土コスト」	2013 年 1 月 1 日	本解釈指針は、表示する最も古い期 間の期首以後に発生した生産剥土コ ストに適用しなければならず、特定の 経過措置を伴う。

*欧州連合での利用のために採用されている IFRS を適用する企業は、「5 つのパッケージ」は 2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度である。5 つの基準をすべて適用する場合のみ、早期適用が認められる。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」

IFRS 第 13 号は、他の基準で必要とされている、または認められている公正価値の測定に関する単一のフレームワークを定めている。従って、その範囲は広く、例えば投資不動産、生物資産、および無形資産ならびに金融資産のすべてのタイプを含んでいる。

IFRS 第 13 号のフレームワークは、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」という、公正価値の単一の定義に基づいている。これは、公正価値に対する「出口価格」アプローチとして特徴づけられている。

この定義の適用において、IFRS 第 13 号は、多くの他の概念を組み込むことを要求している。

- ・ 公正価値を測定する会計単位(すなわち、個別の資産、負債、または資産、負債グループのレベル)は、公正価値の使用を要求または認めている基準によって適用される会計単位と整合させるべきである。

資本性金融商品の会計単位

公正価値で測定された子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資である金融資産の会計単位の決定は、現在、IASB の作業プログラムの項目として含まれ、公開草案が 2014 年第 1 四半期に予定されている。

この問題は、そのような投資が公正価値で測定される場合に関連性が生じる。例えば、減損テストの目的で、投資の回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値に基づいて見積もる場合で、問題となる投資先は、活発な市場において相場のある株式を有する(すなわち、「レベル1」価格が入手可能である)場合である。

IASB のプロジェクトの結論がでるまでは、投資全体を会計単位と考えて、投資先への支配、あるいは共同支配、あるいは重要な影響力を及ぼすプレミアムを反映するため、1 株の相場価格と保有している株式数の積(しばしば「P×Q」と呼ばれる)に基づいて、公正価値測定の修正を正当化することは可能である。注目すべきは、そのような修正が観察できない(すなわち、「レベル 3」インプット)場合である。重要であれば、これは、公正価値測定全体が「レベル 3」として分類され、よって、レベル 3 公正価値測定に関して IFRS 第 13 号に明記されている追加の開示(例えば、評価プロセス、使用されたインプット、および使用された観察不能なインプットの変更に対する感応度の記述)を提供することが求められる結果となる。

IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号のいずれかに従って公正価値で測定される、相場がある他の資本性金融商品は、これらの議論は問題とならない。そのような資産では、会計単位は個々の株式とみなされ、「レベル 1」の株価に対する修正はなされるべきではない。

地域の規制当局の見解も、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の公正価値測定を、「P×Q」以外の会計方針を考慮して検討されるべきである。例えば、フランス金融市場庁(AMF)は、この問題に直面する企業に、使用する会計単位の表示および説明を求めた。

- ・ 非金融資産については、企業が異なる方法で資産を使用することを選択するかどうかに関わらず、公正価値は資産の「最有効使用」に基づく。

現在の使用と異なる最有効使用

資産の最有効使用は、企業結合の文脈では現在の使用とは異なる場合がある。取得企業が使用を意図しない資産(例えば、製造を意図していない生産物の特許)を被取得企業が所有している場合には、当該資産の公正価値は、市場参加者による資産の最善の使用を反映しなければならないことは明らかである。取得企業の将来意図により、価値が無いということにはならない。

不動産の現在の使用が最有効使用と異なる、例えば、その使用が、地域の土地の最も収益性の高い使用の現在の市場評価と異なるかもしれないので、投資不動産の使用も検討するべきである。

- ・ 「不履行リスク」(企業が項目に対して債務を履行しないリスク)は、資産と負債の双方の評価に組み込まなければならない。

デリバティブ評価における信用リスク

デリバティブの公正価値を算定する際に、出発点として、「リスク・フリー」レートで割り引かれた将来予想キャッシュ・フローに基づいて算出することは一般的である。しかしながら、IFRS 第 13 号で要求されているように不履行リスクを組み込むため、各当事者による契約債務不履行のリスクを反映するように、その価値を修正する必要がある。そのような修正は、不履行リスクの影響を含まないので、店頭(OTC)デリバティブに対する銀行の評価に、通常要求される場合がある。契約相手の信用リスクの修正は、しばしば、信用評価調整(CVA)と呼ばれ、自己の信用リスクは債務評価調整(DVA)を通して反映される。

- ・ 負債の公正価値は、決済価値ではなく移行価値の概念に基づいている。
- ・ 評価は、企業がアクセスできる主要な(または最も有利な)市場での、資産の売却、または負債の移転を想定する。

資産または負債の価格が直接観察できる場合には、当該価値は公正価値と決定される。そうでなければ、基準は広く使用されている 3 つの評価技法を議論する。すなわち、企業はこれらのアプローチのうち 1 つ以上のアプローチと整合する技法を使用する必要がある。

マーケット・アプローチ	コスト・アプローチ	インカム・アプローチ
同一または比較可能な(すなわち、類似の)資産、負債または資産と負債のグループ(事業など)に関わる市場取引により生み出される価格および他の関連性のある情報を用いる評価技法	資産の用役能力を再調達するために現在必要とされる金額(しばしば現在再調達原価と呼ばれる)を反映する評価技法	将来の金額(例えば、キャッシュ・フローまたは収益および費用)を単一の現在の(すなわち、割引後の)金額に変換する評価技法。その公正価値測定は、それらの将来の金額に関する現在の市場の予想により示される価値に基づいて算定される。

IFRS 第 13 号は、公正価値を決定するために使用された技法、およびこれらの技法のインプットについて、広範囲な定量的および定性的開示を要求する。これは、公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルを開示することを含んでいる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーは、金融商品で扱われていた概念と馴染みのある概念である。なぜなら、IFRS 第 7 号では、既に、公正価値で測定される金融商品を同様に分類することを求めているからである。IFRS 第 13 号は、公正価値で測定されるか、または公正価値が開示される、すべての資産および負債に、この要求を拡張する。

公正価値ヒエラルキーは、インプットを、レベル 1(企業が測定日にアクセスできる同一の資産もしくは負債に関する活発な市場における無調整の相場価格)からレベル 3(資産または負債についての観察可能でないインプット)まで、どのように観察可能かに基づいて分類する。全体の資産または負債は、その項目の測定に重大であるインプットのうち最も低いレベルで分類される。

評価プロセスおよび観察可能でないインプットの感応度に関する追加の開示は、「レベル 3」で分類されるすべての資産および負債において必要とされる。

企業は、現在の公正価値測定の評価技法が基準の要求事項に従っているかどうか評価する必要がある。また、実施した評価の適切な開示を提供する際に注意を払う必要がある。IFRS 第 13 号の適用は困難を伴うかもしれない。非金融資産においては、従前適用されていた方法が IFRS 第 13 号で記載されている 3 つのアプローチ(マーケット、コストおよびインカム)の 1 つと整合しているかどうか、および、使用されたインプットは公正価値ヒエラルキーのどこにあたるかの検討を必要とする。特に、経営者による将来の収益および費用の予想は、外部の当事者には観察可能でなく、結果として、「レベル 3」インプットとして分類される。

入手可能な場合には公正価値ヒエラルキーのより高いインプットを使用し、「レベル 3」の評価に対する追加の開示を提供する。IFRS 第 13 号の要求事項は、「レベル 3」の評価は信頼性がないと考えられる指標として誤解されるかもしれない。これは、事実にはあてはまらない。むしろ、「レベル 3」インプットは、「レベル 1」または「レベル 2」インプットより観察可能性に欠けるので、追加の開示で、観察可能でないデータを使用する評価における洞察を利用者に提供する意図である。

その範囲と複雑性および必要とされる開示のレベルにより、IFRS 第 13 号は、適用開始時において、規制当局の焦点となる領域になる可能性がある。

ESMA は、公正価値測定および開示は、2013 年度財務諸表の優先事項の 1 つであると述べている。特に、評価に不履行リスクを組み込む際、適切な会計単位を識別する際、および適切な開示を提供する際に注意が必要であることを強調している。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

IFRS 第 10 号は、企業が支配を有する投資先をいつ、どのように連結するかに関して、IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」および SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」にこれまで含まれていた要求事項を置き換えた。IFRS 第 10 号は、連結のメカニズム、支配の喪失や子会社の持分の変動の会計処理(「どのように」)を変更していないが、子会社の識別(「いつ」)の要求事項を変更している。

IFRS 第 10 号は、投資先の性質に関わらず、すべての企業に対して、連結の単一の基礎を提供しており、その基礎は支配である。支配の定義は、以下の 3 つの要素を含む。

1. 投資先に対するパワー
2. 投資先の変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利
3. 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

投資者は、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす「関連性のある活動」を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先に対するパワーを有している。パワーは、最も一般的には資本性金融商品に付与された議決権から

生じるが、他の契約上の取決めを通じて生じる(例えば、株式オプションから生じる潜在的議決権、または投資先の活動を管理する契約)。2番目の規準は、正の値または負の値となり得る、投資先からの変動リターンに対するエクスポージャーを参照している。3番目の規準は、投資者はパワーを有しているだけでなく、投資先からのリターンに影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しなければならないので、パワーとエクスポージャーの相互関係に焦点を当てている。

IFRS 第 10 号の適用は、下記のような多くの領域に重要な判断を必要とする。

- ・ 投資先の「関連性のある活動」の識別。これは特に、限定的な範囲で活動する「特別目的事業体」との関連で困難を伴うかもしれない。
- ・ 投資者は権利を行使する実務上の能力を有しているかどうか(すなわち、権利が実質的かどうか)、または、権利が「防御的」であるかどうか(すなわち、投資者の持分を防御するためだけであるが、投資先へのパワーを与えないようにデザインされている)の検討
- ・ 投資先は、議決権の過半数を保有していないが、一方的に「関連性のある活動」を指図する実質上の能力を有しているかどうかの評価(これは、ときどき「事実上の支配(de facto control)」と言われる)
- ・ 意思決定者は、自分自身の計算(own account)で(「本人」として)行動しているのか、他の当事者のため(「代理人」として)に行動しているかの決定。この検討は、ファンド・マネジメント業界を含む、多くの状況で生じる可能性がある。

IFRS 第 10 号は、投資者が、すべての関連性のある要素のバランスのとれた評価を行うこと、および、事実と状況が支配のいずれかの要素に変更があることを示しているかどうかの結論の再判定を要求しており、支配を獲得しているかまたは喪失しているときはいつでも、投資先の連結を開始または中止することになる。

投資企業

IFRS 第 10 号の修正に従い、投資企業は子会社に対する持分を純損益を通して公正価値で測定することが要求されている。

投資企業として適格となるために、厳格な規準を満たさなければならない。投資企業は、以下への該当が要求される。

- ・ 1名以上の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
- ・ 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、またはその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
- ・ 投資のほとんどすべての測定および業績評価を公正価値ベースで行っている。

この修正は 2014 年まで発効しないが、投資企業の定義を満たしていると考えられる企業は、1 年後に公正価値アプローチに切り替えるだけの結果となる。(投資先の連結に潜在の変更を伴う)IFRS 第 10 号適用の必要性を避け、早期に適用することを望むかもしれない。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

IFRS 第 11 号は、共同支配の取決めの識別及び会計処理について取扱っている。共同支配の取決めは「複数の当事者が『共同支配』を有する取決め」と定義され、共同支配はまた「取決めに対する契約上合意された支配の共有であり、関連性のある活動に関する意思決定に、支配を共有している当事者の全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在する」と定義されている。本定義における支配は、IFRS 第 10 号と同じ意味で用いられている。

いったん共同支配の取決めが識別されると、共同支配企業または共同支配事業として分類しなければならない。

共同支配の取決めの種類	特徴	IFRS 第 11 号に基づく会計処理
共同支配企業	共同支配企業は、当該取決めの純資産に対する権利を有している。	持分法で会計処理する。 比例連結は認められていない。
共同支配事業	共同支配事業は、当該取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している。	各共同支配事業者は、資産(共同で保有する資産に対する持分を含む)、負債(共同で負う負債に対する持分を含む)、収益(共同支配事業により行われた売却による収益に対する持分を含む)および費用(共同で負う費用に対する持分を含む)を認識する。

共同支配事業の分類は、共同支配事業の資産および負債は実質的に共同支配事業者の資産および負債であるという経済的実態を反映する。これは、共同支配の取決めが別個のビークルを通じて行われるものではない場合が該当するが、以下の結果としてそのようなビークルの存在に勝る場合にも、共同支配事業として分類される結果となる場合がある。

- ・ 別個のビークルの法的形態が、当該ビークルの当事者とその資産および負債との間の分離を定めていない場合
- ・ 共同支配の取決めを規定する契約上の取決めの諸条件が、当事者が資産に対する権利および負債に対する義務を保有することを規定している。
- ・ その他の事実および状況が、取決めの活動が主として当事者へ産出物を提供することを目的としていること(取決めの資産に対する権利を与える)、および取決めが継続的に負債の決済を当事者に依存するような状況(取決めの負債に対する義務を与える)の証拠となる。

ここでいう「その他の事実および状況」は、共同支配の取決めのすべての産出物のほとんどすべてを購入する参加者の契約上の義務を意味することが最も多い。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」

IFRS 第 12 号は、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業についての開示要求を単一の基準にまとめたものである。同時に、それらの関与に関する既存の開示要求を集約し、追加の要求事項を導入した。

非連結の組成された企業

「非連結の組成された企業」は、報告企業が関与しており(ただし支配はしていない)、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業を表す新しい用語である。これらは、一般的には「特別目的会社」と呼ばれるかもしれない。

IFRS 第 12 号は、その内容、報告企業の当該企業への関与の程度、ならびに当該関与から生じるリスクについての理解を可能にする情報の開示を要求している。

新しい要求事項は、他の企業への関与に関する開示の範囲を、以下を含む多数の重要な方法により広げている。

- ・ IFRS 第 10 号および IFRS 第 11 号の適用によって行われた重要な判断および仮定に関する情報(例えば、企業が議決権の半分以下の保有であるにも関わらず、投資先を支配していること、または、共同支配の取決めが別個のビークルを通じて組成されている場合に、共同支配事業として分類すべきであるということを企業がどのように決定したのか)
- ・ 企業の子会社の非支配持分の内容に関する追加的な情報(重要性のある非支配持分を有する各子会社の名称および要約財務情報を含む)
- ・ 重要性のある各共同支配企業および関連会社に関する要約財務情報

開示の要求事項は広範囲に及ぶものであり、かなりの努力が必要な情報を集めるために要求される場合がある。

IAS 第 27 号「個別財務諸表」および IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」

改訂された IAS 第 27 号および IAS 第 28 号は、個別財務諸表、および関連会社と共同支配企業の会計処理の要求事項を含んでいる。IAS 第 28 号は、所有持分の変動や、関連会社または共同支配企業への投資を一部処分する計画など限定された状況での持分法の会計処理方法の変更を行った。

「5 つのパッケージ」は、当該結論に達した基礎の開示要求とともに、財務諸表の作成にあたり新しい多数の判断事項を導入するので、規制上の焦点の分野となる可能性が高い。

IAS 第 19 号(2011 年)「従業員給付」

IAS 第 19 号の修正は、確定給付制度および解雇給付の会計処理を変更する。最も重要な変更は、確定給付制度債務および制度資産における会計処理の変更に関するものである。本修正は、確定給付制度債務の変動および制度資産の公正価値の変動について、それらが生じたときに認識することを要求する。それゆえ、従前の版の IAS 第 19 号で認められていた「回廊アプローチ」が削除され、過去勤務費用の認識が前倒しされる。本修正は、連結財政状態計算書上で認識される年金資産(または負債)の純額が、年金制度の積立不足(または積立超過)の価値の全額を反映させるようにするために、すべての数理計算上の差異は、その他の包括利益を通じて直ちに認識することを要求している。

その他の IAS 第 19 号の重要な変更は、確定給付制度債務および制度資産の変動は、以下の部分に分解するという表示に関連するものである。

- ・ 勤務費用－純損益に認識され、当期勤務費用、過去勤務費用および清算損益が含まれる。
- ・ 利息純額－純損益に認識され、各報告期間の期首時点の確定給付制度負債または資産に、報告期間の期首における割引率を適用して算定する。
- ・ 再測定－その他の包括利益に認識され、確定給付制度債務の数理計算上の差異、時の経過による制度資産の変動を制度資産に係る実際収益が超過した部分、もしあれば資産上限額の影響額の変動を含む。

結果として、純損益には、制度資産の期待収益が含まれないことになる。そのかわり、制度資産の財務収益は、利息費用の純額の一部として認識される。制度資産に帰属する財務収益を上回るまたは下回る実際収益は、再測定の一部としてその他の包括利益に認識される。

制度資産の公正価値

IFRS 第 13 号の開示要求は確定給付制度には適用されないが、制度資産の公正価値の測定は、当該基準の範囲に含まれる。企業は、制度資産の公正価値を決定する技法、特に相場価格のないものについて、新しい要求事項に従っているかどうか、検討しなければならない。これにあたっては、公正価値の決定に使用した方法の評価のための追加的な情報収集が必要になる可能性がある。

利息純額は、優良社債の利回りを使用して計算される。資産金額が重要な制度では、一般的に、資産の期待収益（通常より高い利率を用いて計算される）が利息純額の計算に置き換えられることにより、企業利益が減額する結果となる。

割引率

確定給付制度債務の割引に使用する適切な優良社債（HQCB）の識別は、特に、金融危機によって AAA や AA に格付けされた社債の数が減少したユーロ圏のような地域においては、場合によっては困難なものとなる。修正された IAS 第 19 号では、この概念の変更を行っておらず、また適切な割引率の決定方法についての追加的なガイダンスも提供していない。

IFRS 解釈指針委員会は、本論点について何度も議論し、2013 年 11 月には以下のアジェンダ決定を公表した。

- ・ IAS 第 19 号 83 項で使用されている「優良」は絶対的な信用度を反映するものであり、社債の所与の母集団に対する相対的な信用度の概念ではない
- ・ HQCB の数の減少は、優良の概念の変更を生じないはずである。
- ・ HQCB に係る利回りを反映するための割引率の決定に関する企業の手法および技法が各期間で著しく変化するとは予想していない。
- ・ 確定給付制度債務に適用される割引率は、一般的に、IAS 第 19 号 144 項および 145 項に従って開示すべき重要な数理計算上の仮定である。
- ・ 割引率の決定の基礎として使用された HQCB の母集団の識別は、判断が要求され、そして、しばしば企業の財務諸表に重要な影響を与える。当該判断は、IAS 第 1 号 122 項に従って開示することが要求される。

本論点は、資本市場の規制当局にとって引き続き焦点となる領域である。ESMA は、従来使用されていた AA や AAA に格付けされた社債の利率は、引き続き使用されると思われる (expects) と述べており、また、AMF は、ユーロ圏においては、HQCB の厚みのある市場が存在するため、企業は現在の実務を変更すべきではないと述べている。

確定給付制度への従業員拠出

2013 年 11 月に、IAS 第 19 号は、従業員または第三者から確定給付制度に行われた拠出の会計処理の明確化のために修正された。本修正は、勤務年数から独立している従業員拠出について、予測単位積増方式を使用して拠出を各勤務期間に帰属させることに代えてサービスが提供された期間の勤務費用の減額として認識することを認めるものである。

本修正は 2014 年 7 月 1 日より発効する。早期適用は認められている。

他の IFRS の修正

IFRS 第 1 号の修正「政府融資」

本修正は、IFRS 移行日現在の政府からの融資残高について、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号、および IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」10A 項の将来に向かっての適用を認めるように IFRS 第 1 号を改訂することで、IFRS 初度適用企業に救済措置を提供するものである。

IAS 第 32 号および IFRS 第 7 号の修正「金融資産と金融負債の相殺」および関連する開示

IAS 第 32 号の修正は、相殺の要求事項に関連して存在する適用の論点を明確にするものである。特に、本修正は「相殺する法的に強制可能な権利を現在有している」および「同時の実現と決済」の意味を明確化した。

IFRS 第 7 号の修正は、強制力のあるマスターネットティング契約または類似の取決めのもとで、金融商品について、相殺に関する権利および関連する取決め（例えば、担保の差入れ要求）についての情報を企業が開示することを要求する。

IAS 第 1 号の修正「その他の包括利益の項目の表示」

IAS 第 1 号の修正は、その他の包括利益の項目が次の 2 つの区分にグループ化されることにより、その他の包括利益の部において追加の開示が要求されるものである。

- ・ その後に純損益に振り替えられることのない項目
- ・ その後に特定の条件を満たした時に純損益に振り替えられる項目
- ・ その他の包括利益に関する法人所得税の金額は、同じ基準によって配分させることが要求される。

IFRS の年次改善 2009-2011 年サイクル

5 つの IFRS に対する修正に関する年次改善は、以下のとおり要約される。

基準	修正のテーマ	詳細
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	IFRS 第 1 号の再度の適用	本修正は、企業が直近の財務諸表が IFRS への準拠の明示的かつ無限定の記述を含んでいない場合、たとえ企業が過去に IFRS 第 1 号を適用していたとしても、IFRS 第 1 号を適用することができる点を明確化した。
	借入コスト	本修正は、IFRS 移行日前に従前の GAAP で資産化された借入コストは、IFRS 移行日において、以前に資産化された金額を無調整で繰延べることができることを明確化した。
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	比較情報に関する要求事項の明確化	IAS 第 1 号の修正は、企業が会計方針を遡及的に適用する、もしくは財政状態計算書上の情報に重要な影響を及ぼす遡及的修正再表示または組替を行う場合に限り、前期の期首時点の財政状態計算書（第 3 の貸借対照表）を表示することが要求される点、および IAS 第 8 号で特に要求されている注記事項を除いては、第 3 の財政状態計算書に付随した注記は必要ではない点を明確にした。
IAS 第 16 号「有形固定資産」	保守器具の分類	本修正は、交換部品、予備器具および保守器具は、IAS 第 16 号における有形固定資産の定義を満たす場合には、有形固定資産として分類され、それ以外の場合には、棚卸資産として分類しなければならないことを明確化した。
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	資本性金融商品の保有者に対する分配の税効果	本修正は、資本性金融商品の保有者に対する分配に係る法人所得税および資本取引の取引コストに関連する法人所得税は、IAS 第 12 号に従って会計処理しなければならないことを明確化した。
IAS 第 34 号「期中財務報告」	期中財務報告と資産合計および負債合計に関するセグメント情報	本修正は、特定の報告セグメントについての資産合計および負債合計は、当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供され、かつ、その報告セグメントについて直近の年次財務諸表に開示された金額から重要な変動が存在した場合にの

み、期中財務報告において別個に開示されることを明確化した。

新しい解釈指針

IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」

IFRIC 第 20 号は、生産段階における露天掘りの活動において発生した廃石除去(剥土)費用(「生産剥土コスト」)に適用される。本解釈指針は、通常の継続中の事業での剥土活動におけるコストは、IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って会計処理される一方で、鉱石へのアクセスの改善である廃石除去活動(剥土)活動からのコストは、非流動資産(「剥土活動資産」)として認識することを規定した。剥土活動資産は、既存の資産への追加、または増強として会計処理され、それらが一部を構成することになる既存の資産の性質に従って、有形固定資産または無形資産として分類される。

2013 年 12 月 31 日に終了する年度に早期適用可能な新しい IFRS および改訂された IFRS

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」30 項は、企業に、公表はされているが未発効の新規の(および改訂された)IFRS が及ぼす潜在的な影響を検討し、開示することを要求している。

以下のリストは、2013 年 11 月 30 日をカットオフとしている。2013 年 11 月より後で財務諸表を公表する前に IASB から公表された新規の(および改訂された)IFRS についてもまた、検討し、開示しなければならない。

IFRS を早期に適用するための企業の能力に対する地域のエンドースメント(local endorsement)もしくはその他の規制上の(または法的な)プロセスの影響を、常に考慮すべきである。

新しい基準および解釈指針	以下の期日以後開始する事業年度に発効	適用
IFRS 第 9 号「金融商品」	2017 年 1 月 1 日*	特定の経過措置を伴う遡及適用
IFRIC 第 21 号「賦課金」	2014 年 1 月 1 日	遡及適用
IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号および IAS 第 27 号の修正「投資企業」	2014 年 1 月 1 日	特定の経過措置を伴う遡及適用
IAS 第 32 号「金融資産と金融負債の相殺」	2014 年 1 月 1 日	遡及適用
IAS 第 36 号「非金融資産に係る回収可能価額の開示」	2014 年 1 月 1 日	遡及適用
IAS 第 39 号「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」	2014 年 1 月 1 日	特定の経過措置を伴う遡及適用

*IFRS 第 9 号一般ヘッジ会計の章の公表において、2015 年 1 月 1 日の強制発効日は当該基準から削除された。2013 年 11 月の会議では、IASB は、IFRS 第 9 号の強制発効日は 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度よりも早くならないことを暫定決定した。

IFRS 第 9 号 金融商品

IAS 第 39 号の置換えに関する包括的なプロジェクトは、金融危機に対応して開始され、多くのフェーズに分割された。現在は、それらのフェーズのうちのいくつかが完了し、早期適用が可能となっており、フェーズのうちのいくつかは未了となっている。

完了したフェーズ	IAS 第 39 号との比較における主要な変更事項	留意点
分類と測定(2009 年 11 月に公表、2010 年 10 月に修正)	<ul style="list-style-type: none">すべての金融資産は、償却原価または公正価値によって測定される。負債性資産は契約条件および保有者の事業モデルによって分類される。資本性投資は公正価値で測定される。公正価値の変動を、純損益に代えて OCI で表示するという当初認識時の取消不能な選択もある。損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自身の信用リスクに起因する公正価値の変動は、は OCI で認識される。	限定された修正の最終化が、2014 年上半期に予定されている。

一般ヘッジ会計(2013年11月に公表)

- ・ ヘッジ手段の適格性の増加
- ・ ヘッジ対象の適格性の増加
- ・ 純損益の変動性を縮小させる、オプションおよび先渡契約の時間的価値部分の会計処理
- ・ ヘッジ会計を適用するための適格要件として、IFRS第9号は、より原則ベースのアプローチを採用
- ・ ヘッジ関係の修正と中止
- ・ ヘッジ会計の開示の増加

IFRS第9号(2013年11月に修正)を適用する企業は、新規のIFRS第9号のヘッジ会計モデルを適用するか、または、当分の間IAS第39号のヘッジ会計モデルを適用し続けるかを会計方針として選択することができる。しかしながら、新しいヘッジ会計モデルは、IFRS第9号の分類と測定の要求事項を適用していない企業は適用することができない。

IASBが継続中の金融商品の作業:

- ・ 金融資産の減損に対するモデルの開発は継続している。IFRS第9号に含まれる最終的な要求事項は、2014年上半期に予定されている。
- ・ マクロヘッジのプロジェクト(今回IFRS第9号から分離された)は継続しており、2014年の早い段階でディスカッションペーパーの公表を予定している。

財務諸表の作成者は、IFRS第9号の早期適用の可能性を考慮するにあたり、これらのプロジェクトの状況を注視する必要がある。

IFRIC第21号「賦課金」

IFRIC第21号は、賦課金を、企業が特定の財またはサービスを受取ることのない、政府への支払と定義している。負債は、債務発生事象が起きた時点で認識される。債務発生事象は、賦課金の支払のトリガーとなる活動である。これは、通常、賦課金を課す法律で規定されている。

IAS第36号の修正「非金融資産に係る回収可能価額の開示」

修正点は以下のとおり:

- ・ のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の重要な金額が配分された資金生成単位(または資金生成単位グループ)について、減損損失や戻入れが認識されない期間の回収可能価額の開示の要求事項を削除する(この要求事項は、IFRS第13号の導入に伴う結果的修正の一部として不注意で導入されたものである)。
- ・ 減損損失が認識されたか戻し入れられた資産に関して、回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値を使用して決定されている場合に、追加の開示要求を導入する。

IAS第39号「デリバティブの契約更改」

本修正は、デリバティブが清算機関との間で契約更改され、一定の規準を満たす場合に、(IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計の章における)ヘッジ会計の継続を認めるものである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited